

No	お問い合わせ区分	お問い合わせ内容	回答内容
1	制度全般に関すること 用途に関すること	6 0 0 0 円以上に課税とのことだが、このご時世 6 0 0 0 円以下で宿泊できるところなどあるのだろうか。 制定理由を「観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」とあるが、誰が観光の魅力が増進したか判断するのか。もし税金を取るだけ取って、魅力が増進されていなかった場合、どうするのか。ちゃんと税金を取った分責任を持った使い方ができるのか。いまいち使い道がはっきりしていない不透明。 一部ではインバウンドのためと聞くと、それならば海外からの旅行者からのみ取るべきでは。なぜ日本国民、宮城県民がおさめた宿泊税で外国人のために整備する必要があるのか。インバウンド、はっきりいって迷惑です。 現時点で明確な用途も示されていないのだから、このまもうやむやにするのだろうか。	まず、6,000円以上を課税対象としている点のお尋ねについてです。 本県宿泊税の課税対象となる6,000円以上については、食事代や消費税等を除いた“素泊り料金”を指しているところです。 これは、低廉な宿泊施設や、湯治客・工事関係者などの長期滞在者へ配慮しつつ、一定の税收確保を図る観点から、設定したところですので、御理解お願いいたします。 次に、宿泊税の用途についてのお尋ねについてです。 現時点では、大きな柱立てとして「①魅力ある観光資源の創出」、「②観光産業の活性化」、「③観光客受入環境整備の充実」、「④国内外との交流拡大の促進」を掲げており、具体的な使途・事業化については、今後、宿泊事業者をはじめとした観光関係者の皆様の御意見を伺いながら検討を進める方針として、いることを御理解ください。 皆様からお預かりした税金を、宮城の観光を盛り上げていくための取組に大切に活用させていただきますので、御理解お願いいたします。
2	制度全般に関すること	①予約のタイミングに関わらず、宿泊税の課税は1/13宿泊分から間違いありませんでしょうか。 ②1/13を跨ぐ予約についても、1/12までは課税なしで1/13以降は課税の認識で間違いありませんでしょうか。 ③自社サイト含め販売サイトで告知を行いたいのですが、本日時点で告知をしても問題ないでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。1/13から/14にかけての宿泊から課税対象となります。 ③可能です。周知への御協力よろしくお願いいたします。
3	制度全般に関すること	課税免除の対象となる教育課程内の修学旅行において、運送機関として貸切バス等を利用し運転士やバスガイドの宿泊が必要で宿泊代金が1泊ひとり6,000円（税抜き）を超える場合、運転士やバスガイドも課税対象ですか？	課税免除の対象者は学生や引率の教師となりますので、運転士やバスガイドの方の素泊まり料金が1泊ひとり6,000円（税抜き）を超える場合は、課税の対象となります。
4	用途に関すること	使途、徴収後の計画が県民市民に分かりづらいと思います。簡単に宿泊関係のインフラなど外国からの誘致に使用するなどの文言だけで具体的な計画が知らされていません。 今までの宿泊数は既に周知されているのでそこから試算できるはずですが。民間企業は商品の効果など千円単位で計画して株主やユーザに説明します。そしてその効果を株主総会に計ります。何億円の予算をセクション毎に細かく計上して株主やステークホルダーに説明します。民間企業が価格だけ伝えて、性能や効果を、細かく説明しないとは考えられません。「この商品はとってもいいものなので買ってください、性能や効果はまだ分かりません」と言われたら買いますか？詐欺だと思いませんか？県はこれと同じことしてませんか？公務員のおごりになってませんか？ 前述した株主総会でノーを突きつけられたら経営者は退陣します。 知事・市長・幹部はその覚悟で臨んでください、公務員の立場に胡座をかいてないでください。庶民の血税をいただく覚悟で臨んでください。	宿泊税の使途について、現時点では、大きな柱立てとして「①魅力ある観光資源の創出」、「②観光産業の活性化」、「③観光客受入環境整備の充実」、「④国内外との交流拡大の促進」を掲げております。 具体的な使途・事業化については、現在、宿泊事業者をはじめとした観光関係者の皆様の御意見を伺いながら検討を進めております。 頂いた御意見は真摯に受け止め、皆様からお預かりした税金を宮城の観光を盛り上げていくための取組に大切に活用させていただきますので、御理解をお願いいたします。
5	制度全般に関すること	宿泊料金（1泊2食）12,000円（税込）の内訳が、（室料6000円 食事代 夕食4000円 朝食2000円）この場合は宿泊税の対象外という事でよろしいでしょうか。 ※お客様明細には1泊2食表記しかない為室料が表記されません。	税込み室料6,000円の場合には、宿泊税の課税対象外となります。 なお、お客様明細に室料と食事代の詳細を明記する必要はありません。
6	制度全般に関すること	6,000円（税抜き：税込み6,600円）は課税免除でよろしいでしょうか。	宿泊税は1人1泊あたりの宿泊料金（税抜き・素泊まり）が6,000円以上の場合に課税されますので、お問い合わせの場合には課税対象となります。